

三田市告示第46号

公共下水道の供用開始の告示

公共下水道の供用を開始するので、下水道法第9条に基づき、次のとおり告示する。  
その関係図面は、告示の日の翌日より2週間、三田市上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 1 日

三田市公共下水道管理者  
三田市長 田村 克也

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
令和 8 年 4 月 15 日

2 供用（下水の処理）を開始する区域  
三田市 対中町 地内

3 供用を開始する排水施設の位置

管路番号	起 点	終 点
横山排水区		
7-既 BP8	対中町 4445 番地 3	対中町 4237 番地 3
R07-BP7-4	対中町 4443 番地 3	対中町 4445 番地 3
R07-BP7-3	対中町 4460 番地 2	対中町 4443 番地 3
R07-BP7-2	対中町 4460 番地 2	対中町 4460 番地 2
R07-BP7-1	対中町 4461 番地 3	対中町 4460 番地 2
R07-BP6-2	対中町 999 番地 3	対中町 4461 番地 3
R07-BP6-1	対中町 1000 番地 3	対中町 999 番地 3
R07-BP5	対中町 1000 番地 4	対中町 1000 番地 3
R07-BP4	対中町 1311 番地 3	対中町 1000 番地 4

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分 流 式

5 略 図 （別紙のとおり）